

## 課税

# 固定資産税 来年度は固定資産の評価替え年度

町民税務課 課税係 ☎77-3915

平成27年度は、3年に1度の評価替えの年度です。3年間の価格変動を反映させた、適正で均衡のとれた固定資産の評価額に見直します。

固定資産税は、「適正な時価」を基に、課税標準額を算出して課税されます。このため、本来は毎年度評価替えを行い、適正な時価を基に課税し、税負担の公平を図ることになります。しかし、膨大な量の土地や家屋の評価を毎年度見直すのは実務的に不可能であること、課税事務の簡素化を図る必要があることから、土地と家屋は原則として3年ごとに評価額の見直しを行います。

平成25・26年度は評価替え年度でないため、土地と家屋の評価は、地目の変換や家屋の増改築などの特別の事情がある場合を除いて、原則として平成24年度（前回の評価替え年度）を基準とした評価額に据え置かれています。

ただし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適正でない場合は、評価替え年度でなくても価格を修正しています。

### ■土地の評価のしくみ

土地の評価は、総務大臣が定め

る「固定資産（土地）評価基準」

に基づき、地目別に定められた評価方法で行います。地目は9種類に区分され、評価上の地目は、登記簿上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の現況で認定を行います。宅地の場合は、町内の土地の利用状況の似た区域にグループ分けし、区域内の標準的な宅地の鑑定評価などを基に評価額が決まります。

・評価基準の地目 宅地・田・畑・  
鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・雑種地

### ■家屋の評価のしくみ

平成26年1月1日までに建築された家屋の評価は、平成24年度の評価基準で算出した再建築価格（同一の場所に同一家屋を新築する場合に必要とされる費用）に、3年間の物価変動を反映した再建築費率点補正率（基準年度ごとの設定）と経年減点補正率（築年数による減価率）による補正が行われ、評価額が決まります。

## 納税

# 自動で簡単引き落とし 町税は口座振替で

町民税務課 収納係 ☎77-3916

「口座振替による納税」は、金融機関に出かけなくても、自動的に納税が完了します。町税の納税には、便利な「口座振替」をぜひご利用ください。

### ■口座振替の特徴

町税の納税については、便利な口座振替による納税をおすすめします。この口座振替による納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる方法で、電気代や電話代など公共料金の自動振替と同じです。

口座振替による納税を利用すると、わざわざ金融機関に出かけて納付する必要がなくなるなど大変便利です。

一度手続きをすると、自動的に更新されます。ただし、固定資産の共有者が変更になったり、相続などにより所有者が変更になったりした場合などには、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

### ■手続きはお早めに

口座振替依頼書に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して、取扱金融機関へ提出してください。

### ■口座振替依頼書

町内の金融機関の窓口で備え付けてある依頼書をご利用になるか、町民税務課収納係へご連絡いただければ郵送します。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

※うち銀行は口座振替依頼書の様式が異なりますので、うち銀行での手続きをご希望される場合は、うち銀行窓口備え付けの依頼書をご利用ください。

### ■取扱金融機関

千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、うち銀行

口座振替の手続きについては、各金融機関の窓口で説明していただくよう町からも依頼していますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください。



# 高額療養費 制度が変わります

岡町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

医療費の支払い額が高額になってしまったとき、とても助かる高額療養費制度。平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が図1のように変更になります。

今までよりも所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じた柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。また、限度額の変更に伴い、限度額適用認定証も区分が変更となります（平成26年12月までに既に申請されている方には、郵送にて送付させて頂きます）。

## 高額療養費制度って？

1カ月の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えて高額になったとき、高額療養費として、超えた分を国保から払い戻す制度です。該当する方には、医療機関を受診してから約2カ月後に通知を送付しています。通知が届いたら早めに申請を行ってください。

## 限度額適用認定証って？

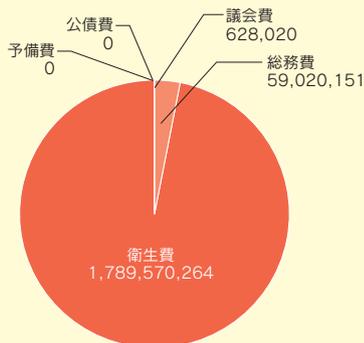
入院や外来診療・薬局などでの医療費の支払い額が、自己負担限

(図1) 70歳未満の方の自己負担額

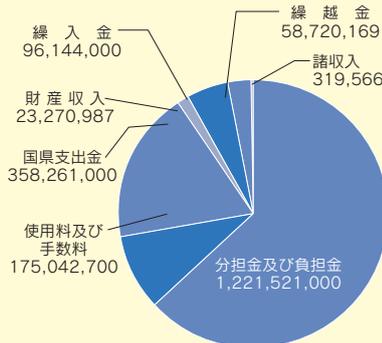
平成26年12月まで			平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
上位所得者 A	基礎控除後の所得600万円以上	150,000円+ (総医療費-500,000円) ×1% 【多数回該当：83,400円】	ア	基礎控除後の所得 901万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% 【多数回該当：140,100円】
			イ	基礎控除後の所得 600万円以上～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% 【多数回該当：93,000円】
一般所得者 B	基礎控除後の所得600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 【多数回該当：44,400円】	ウ	基礎控除後の所得 210万円以上～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 【多数回該当：44,400円】
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 【多数回該当：44,400円】
低所得者 C	住民税非課税世帯	35,400円 【多数回該当：24,600円】	オ	住民税非課税世帯	35,400円 【多数回該当：24,600円】

※70歳以上の方の自己負担限度額には変更ありません。  
度額を超えて高額となった時、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

歳出総額 1,849,218,435円



歳入総額 1,933,279,422円



芝山町、山武市（山武地域、松尾地域、蓮沼地域）、横芝光町（横芝地域）を構成市町とし、共同でごみ処理を行っている山武郡市環境衛生組合の決算についてお知らせします。

山武郡市環境衛生組合  
☎0479-86-3516

## 平成25年度決算 山武郡市環境衛生組合